山形市法定外公共物の管理に関する条例新旧対照表

都市整備部 道路維持課

改正後					改正前					
別表(第11条関係)				別家	表(第11条関係)					
占用物件	単位	占用料	(円)			単位	占用料	(円)		
第1種電柱	1本につき1年		570	第	1 種電柱	1本につき1年		<u>510</u>		
第2種電柱			870	第:	2 種電柱			<u>790</u>		
第3種電柱			<u>1, 200</u>	第:	3種電柱			<u>1, 100</u>		
第1種電話柱			<u>510</u>	第	1 種電話柱			<u>460</u>		
第2種電話柱			<u>810</u>	第:	2 種電話柱			<u>730</u>		
第3種電話柱			<u>1, 100</u>	第:	3 種電話柱			1, 000		
広告塔又は看板	表示面積1平方メートル		<u>1, 800</u>	広台	告塔又は看板	表示面積1平方メートル		<u>1, 900</u>		
	につき1年					につき1年				
管 外径が0.07メートル未済	ち長さ1メートルにつき1		<u>21</u>	管	外径が0.07メートル未満	長さ1メートルにつき1		<u>19</u>		
類のもの	年			類	のもの	年				
外径が0.07メートル以_	E		<u>30</u>		外径が0.07メートル以上	-		<u>27</u>		
0.1メートル未満のもの					0.1メートル未満のもの					
外径が0.1メートル以_			<u>45</u>		外径が0.1メートル以上	-		<u>41</u>		
0.15メートル未満のもの	┥				0.15メートル未満のもの					
外径が0.15メートル以_			<u>61</u>		外径が0.15メートル以上	-		<u>55</u>		
0.2メートル未満のもの	_				0.2メートル未満のもの	-				
外径が0.2メートル以_			<u>91</u>		外径が0.2メートル以上	-		<u>82</u>		
0.3メートル未満のもの	-		400		0.3メートル未満のもの					
外径が0.3メートル以_			<u>120</u>		外径が0.3メートル以上			<u>110</u>		
0.4メートル未満のもの	_		040		0.4メートル未満のもの	-		400		
外径が0.4メートル以_	E		<u>210</u>		外径が0.4メートル以上			<u>190</u>		

改正後				改正前			
0.7メートル未満のもの 外径が0.7メートル以上1 メートル未満のもの		300		0.7メートル未満のもの 外径が0.7メートル以上 1 メートル未満のもの		<u>270</u>	
外径が1メートル以上の もの		<u>610</u>		外径が1メートル以上 <i>の</i> もの		<u>550</u>	
橋	占用面積1平方メートル	70	橋		占用面積1平方メートル	70	
その他工作物	につき1年	120	その)他工作物	につき1年	120	
備考 一略—			備考	5 一略 ─			